

高額療養費の自己負担限度額の変更について

平成30年8月から、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります。また、同時に70歳以上の人の介護と医療費の1年間の自己負担限度額も変わります。70歳未満の人はこれまでと変わりません。

70歳以上の人の自己負担限度額が変わります

医療費が高額になった場合、1カ月の自己負担限度額を超えた分は高額療養費として払い戻しが受けられます。その自己負担限度額について、70歳以上の人の額が平成30年8月から変わります。70歳未満の人は変更ありません。

70歳以上75歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額

平成30年7月まで

所得区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

平成30年8月以降

所得区分	1カ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]	
Ⅱ 標準報酬月額53万円~ 標準報酬月額79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]	
Ⅰ 標準報酬月額28万円~ 標準報酬月額50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]	
標準報酬月額26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

区分の見直し

限度額の引き上げ

Ⅱ・Ⅰの方については新たに「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

70歳以上の人の介護と医療費の合計の1年間の自己負担限度額が変わります

医療費と介護保険の自己負担の合計が1年間の自己負担限度額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として払い戻しが受けられます。計算は毎年8月から翌年7月までの1年間の合計で行われます。平成30年8月から、70歳以上の人の自己負担限度額が変わります。

70歳以上75歳未満の人の高額介護合算療養費の自己負担限度額

平成30年7月まで

所得区分	70歳以上75歳未満
標準報酬月額83万円以上	670,000円
標準報酬月額53万円~ 標準報酬月額79万円	
標準報酬月額28万円~ 標準報酬月額50万円	
標準報酬月額26万円以下	560,000円
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	310,000円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円

平成30年8月以降

所得区分	70歳以上75歳未満
標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
標準報酬月額53万円~ 標準報酬月額79万円	1,410,000円
標準報酬月額28万円~ 標準報酬月額50万円	670,000円
標準報酬月額26万円以下	560,000円
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	310,000円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)	190,000円

限度額の引き上げ